

介護保険料の減免

介護保険の保険料額は、前年の所得に応じて年度ごとに決定していますが、保険料の負担が生活の維持に支障があると認められる場合のほか、災害や不慮の事故などに対する減免制度を設けています。

これらの減免には「申請」が必要ですが、要件に該当する場合や制度の詳細を知りたい方は、介護保険課にお問い合わせください。

なお、減免の可否は、資産調査などの結果に基づき、市の基準に照らして決定しますので、申請をしても適用できない場合があります。



低所得者減免

保険料段階が第1段階（生活保護受給者を除く）から第3段階の方で、次の①～③のすべての要件に該当する方

① 市民税が課税されている方に、住まい、食料の提供、公共料金の負担を含め金銭的な援助を受けておらず、市民税課税上、または医療保険の被扶養者になっていないこと

② 資産などを活用してもなお生活が困窮していると認められること（資産には土地家屋、有価証券、貴金属、預貯金などを含む）

③ 前年の収入が、下表の要件を満たしていること



と

対象(保険料段階別)		収入金額	減免額
第1段階・第2段階	単身世帯	減免申請者の年間収入額計が60万円以下	決定額の2分の1を減免
	世帯員が2人以上の世帯	減免申請者の属する世帯のすべての世帯員の年間収入額計が60万円+30万円×(世帯員の人数-1)以下	
第3段階	単身世帯	減免申請者の年間収入額計が60万円以下	決定額の3分の2を減免
	世帯員が2人以上の世帯	減免申請者の属する世帯のすべての世帯員の年間収入額計が60万円+30万円×(世帯員人数-1)以下	
	単身世帯	減免申請者の年間収入額計が120万円以下	決定額の3分の1を減免
	世帯員が2人以上の世帯	減免申請者の属する世帯のすべての世帯員の年間収入額計が120万円+60万円×(世帯員の人数-1)以下	



その他の減免

次の①から③のいずれかに該当する方

① 次のいずれかに該当し、損害保険などの給付がないか、一定額以下の方

・ 災害により、住宅、家財などの財産について著しい損害を受けた方



・ 世帯の生計を主として維持する方が、死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことにより、収入が著しく減少した方

・ 世帯の生計を主として維持する方の収入が、失業などにより著しく減少した方

・ 世帯の生計を主として維持する方の収入が、農作物の不作、不漁などにより著しく減少した方

② 無年金外国籍高齢者福祉給付金を受給している方

③ 刑事施設、労務場、その他これに準ずる施設に1カ月以上拘禁された方

《問合せ》介護保険課介護保険係 24-2401

ある 歩キングコースをモニターさんが紹介します

～第4回 但東コース～

市では、昨年度から歩くことによる健康づくりを「歩キング」と名付け、推進しています。その取組みの一端である歩キングマップから、各地域のコースを6回シリーズでモニターさんが紹介します。

《問合せ》健康増進課 ☎24-1127



コースの特徴

- ◎所要時間は約60分(約5キロメートル)。
- ◎コースの道路は広くて歩きやすいです。
- ◎景色が最高です。四季折々の楽しみがありますよ。
- ◎寿橋・久保田橋間は、5月から9月中旬まで有害鳥獣被害防止のための電気柵があるので国道を歩きましょう。

但東コース モニターさん



季節折々の花が咲き、気持ち良いコースです。度々ウォーキングに来たくなります。
(小畑八枝子)

山がキレイ!森林浴ができます。春は桜、秋は紅葉、心が洗われるような景色です。
(永井 薫)

のどかな田園風景の中、四季折々の花が咲き、川のせせらぎを聞きながらのおススメのウォーキングコースです。森林浴もでき、鳥のさえずりを聞くと心が和みます。一度歩いてみませんか。
(平野伸世)



健康川柳
水うまい 今日も元気で ありがとう 幸子
※2009とよおか健康川柳応募作品から